

付録 学校給食関係事務



※付録 学校給食関係事務

1 学校給食に係る国庫補助

(1) 学校施設環境改善交付金

学校給食の施設設備に対する国の補助は、学校給食法第12条第1項に規定されているほか、学校施設環境改善交付金交付要綱に定められている。

ア 交付金事業（学校給食施設整備事業）の趣旨

学校給食の普及充実及び安全な学校給食の実施を図るため、公立の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設の整備に要する経費の一部を国庫補助し、その促進を図る。

イ 交付金事業（学校給食施設整備事業）の主体

地方公共団体（都道府県・市町村（組合を含む））

ウ 交付金事業（学校給食施設整備事業）の概要、交付金の算定割合

事業細目	算定割合	概要	附帯施設
学校給食施設の 新增築（へき地 学校の単独校調 理場にあつては 食品貯蔵施設を 含む。）	1 / 2	学校給食を開設する ため給食施設をドラ イシステムにより新 増築する事業（財政 力指数0.5未満のへ き地学校の単独校調 理場にあつては改修 を含む。）	かま、上流し、下流し、調理台、食器洗 浄機、食器消毒保管機、ボイラー、かく はん機、野菜裁断機、球根皮むき機、揚 物機、焼物機、蒸物機、冷蔵庫、真空冷 却機、中心温度管理機能付き調理器、エ アカーテン、エアシャワー、手指殺菌機 （共同調理場の場合、厨芥処理機、自家 発電機、廃水処理施設を含む。）
学校給食施設の 改築（へき地学 校の単独校調 理場にあつては食 品貯蔵施設を含 む。）	1 / 3	老朽化等により給食 施設をドライシステ ムにより改築する事 業	かま、上流し、下流し、調理台、食器洗 浄機、食器消毒保管機、ボイラー、かく はん機、野菜裁断機、球根皮むき機、揚 物機、焼物機、蒸物機、冷蔵庫、真空冷 却機、中心温度管理機能付き調理器、エ アカーテン、エアシャワー、手指殺菌機 （共同調理場の場合、廃水処理施設を含 む。）
炊飯給食施設の 新增築	1 / 2	炊飯給食を実施する ため炊飯給食施設を ドライシステムによ り新築又は新增築す る事業	炊飯機、洗米機、納米庫（米びつ）、食 器浸漬槽
アレルギー対策 室の新增改築	新增築 1 / 2 改築 1 / 3	学校給食におけるア レルギー対応のため アレルギー対策室を ドライシステムによ り新增改築する事業	

※ 附帯施設は、原則として当該施設の新增改築と併せて整備する場合に対象とする。

※ 附帯施設のうち厨芥処理機及び自家発電機は、当該品目を現有しない施設において、原則として当該施設の新增改築と併せて新規に整備を図る場合に対象とする。

エ 算定方法及び算定割合の特例

(ア) 単独校調理場の新增築

① 単独校調理場施設

1 / 2 以内（統合新設校、分離新設校は新築扱いとなる。）

ただし、整備別に定める児童又は生徒の数（以下「児童生徒数」という。）及び施設の区分に応じ別に定める面積（以下「基準面積」という。）（学校給食の施設として使用することができると認められる既設の施設があるときは、当該施設的面積を基準面積から控除した面積）に、建物・構造別に毎年文部科学省が定める1平方メートル当たりの建築単価（以下「学校給食施設単価」という。）を乗じた額の1/2が補助限度額となる。

② 附帯施設設備

1/2 以内

ただし、児童生徒数及び施設の区分に応じ、別に定める金額の1/2が補助限度額となる。

【算定割合の特例】

・へき地の学校にあつては、別記に定める算定割合の建築の単価に乗じたもの

(イ) 共同調理場の新增築

① 共同調理場施設設備

1/2 以内

ただし、児童生徒数に応じ、別に定める基準面積に学校給食施設単価を乗じた額の1/2が補助限度額となる。

② 附帯施設設備

1/2 以内

ただし、児童生徒数及び施設の区分に応じ、別に定める金額の1/2が補助限度額となる。

【算定割合の特例】

・へき地の学校を含む共同調理場にあつては、 $(1/2 \times N1 + R \times N2) / N$

N	当該共同調理場に参加するすべての児童生徒数
N 1	当該共同調理場に参加する学校の児童生徒数のうち、へき地の学校以外の学校の児童生徒数
N 2	当該共同調理場に参加する学校の児童生徒数のうち、へき地の学校に係る学校の児童生徒数
R	別記に定める算定割合

(ウ) 単独校調理場の改築

① 単独校調理場施設設備

1/3 以内

ただし、児童生徒数及び施設の区分に応じ、別に定める基準面積に学校給食施設単価を乗じた額の1/3が補助限度額となる。

② 附帯施設設備

1/3 以内

ただし、児童生徒数及び施設の区分に応じ、別に定める金額の1/3が補助限度額となる。

【算定割合の特例】

・財政力指数が1.00を超える都道府県又は指定都市にあつては $1/3 \times 1/3$ （財政力指数）

・へき地の学校にあつては別記に定める算定割合の建築の単価に乗じたもの

(エ) 共同調理場の改築

①共同調理場施設設備

1 / 3 以内

ただし、児童生徒数に応じ、別に定める基準面積に学校給食施設単価に乗じた額の 1 / 3 を補助限度額とする。

②附帯施設設備

1 / 3 以内

ただし、児童生徒数及び施設の区分に応じ、別に定める金額の 1 / 3 が補助限度額となる。

【算定割合の特例】

・へき地の学校を含む共同調理場にあつては $(1 / 3 \times N 1 + R \times N 2) / N$

N	当該共同調理場に参加するすべての児童生徒数
N 1	当該共同調理場に参加する学校の児童生徒数のうち、へき地の学校以外の学校の児童生徒数
N 2	当該共同調理場に参加する学校の児童生徒数のうち、へき地の学校に係る学校の児童生徒数
R	別記に定める算定割合

・財政力指数が 1.00 を超える都道府県又は指定都市にあつては $1 / 3 \times 1 /$ (財政力指数)

(別記) へき地学校の扱い

へき地 (1 級地以上) の学校給食施設 (単独校方式、共同調理場) に係る算定割合 (R) は、当該市町村の財政力指数に応じて下記のとおりである。へき地等級は熊本県へき地手当等に関する規則 (平成 6 年 3 月 29 日人事委員会規則第 22 号、平成 28 年 2 月 9 日人事委員会規則第 2 号) 別表第 3 による。

区 分 財政力指数	新築・増築事業 (算定割合が 1/2 以内のもの)	改築 (建て替え) 事業 (算定割合が 1/3 以内のもの)
0.2 未満	3 分の 2	10 分の 5.5
0.2 以上 0.4 未満	10 分の 5.5	10 分の 5.5
0.4 以上 0.5 未満	10 分の 5.5	10 分の 5

オ 交付金の配分基礎額の算出方法

基準面積 × 学校給食施設単価で算出する。

(ア) 交付金対象施設

新增築、改築を行う調理場 (炊飯施設は既存施設で炊飯施設を保有していない場合が絶対条件)

(イ) 基準面積

「公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 18 文科施第 188 号」の第 4 公立学校建物の校舎等基準表の 6 学校給食施設基準 (以下、「学校給食施設基準」という。) に記載されている各児童等の数に応じた面積。(これが交付金

対象となる限度面積となる。) (なお、新に整備される学校給食施設の面積から既存施設を改修又は現状で使用する面積を除いたものが実際の工事面積であるが、これは基準面積ではない。)

(ウ) 学校給食施設単価

建物・構造別に毎年文部科学省が定める1平方メートル当たりの建築単価

カ 交付金の算出方法

(ア) 本体施設

基準面積は「学校給食施設基準」による。

- ・ 基準面積×本体施設実単価=本体施設実工事費
- ・ 基準面積×本体施設建築単価=本体施設配分基礎額

本体施設配分基礎額に補助率(新增築(扱い)1/2、改築1/3)を乗じ、千円未満を切り捨てた額が交付金限度額。

(イ) 附帯施設

①一般附帯

「学校給食施設基準」に記載されている対象品目とする。児童生徒数に応じ、別に定める附帯施設基準額に補助率(新增築(扱い)1/2、改築1/3)を乗じ、千円未満を切り捨てた額が交付金限度額。

廃水処理施設は共同調理場の場合のみ対象とし、新築、増築以外に、例外的に改築で更新する場合も交付対象としている。廃水処理施設の1施設あたり児童等の数にかかわらず、基準金額(2千万円)に補助率(新增築(扱い)1/2、改築1/3)を乗じ、千円未満を切り捨てた額が交付金限度額。

厨芥処理機と自家発電機は共同調理場の場合新築、増築か、改築によって新たに導入する場合(改築前には有していなかった場合)のみ交付対象としている。児童生徒数に応じ、別に定める附帯施設基準金額に補助率(新增築(扱い)1/2、改築1/3)を乗じ、千円未満を切り捨てた額が交付金限度額。

- ・ 対象品目の実整備費=附帯施設実工事費
- ・ 対象品目の児童等の数に基づく基準金額=附帯施設基準金額

②炊飯附帯

炊飯附帯は一般附帯に準ずる。対象品目も「学校給食施設基準」に記載されている。

(ウ) 解体撤去費

事業の実施に伴い撤去する建物又は支障となる建物の解体・撤去費については、交付金対象として計上できる。

交付金対象限度額は、新築、増築の場合は熊本県において公共事業等に使用されている算出基準を参考とし、実施箇所の実情に即した単価、面積によって算出した実解体撤去費の1/2以内、改築の場合は1/3以内とする。

解体撤去の際に生じた廃材(コンクリート等)が二次活用(例えば即道路工事等に活用)されていないか等まで確認が必要である。また、繁忙期に解体撤去を行う場合は費用が割高となる。

共同調理場方式から年度をかけて徐々に単独校調理場方式に移行する場合は、最

後の単独校調理場方式への移行が完了する工事の際に、共同調理場の解体撤去費を交付金対象経費として計上できる。

また、校舎等の新築、増築の後に、残った校舎等を取壊し、そこに調理場を整備する場合は、残った校舎等の解体撤去費も交付金対象として計上できる。

(エ) 設計費

事業実施前年度支出済分を含め基本設計費(学校給食施設全体を整備する事業(新築、改築に限る。))や実施設計費、工事管理委託費を本工事費、附帯工事費に含めて事業対象とすることができる。

キ 事業実施手順

(ア) 事業を実施し交付金を受けようとする前年度における建築計画の提出、精査、交付金を受ける年度の前年度において、年3回程度(予定6月、11月、2月)の建築計画を作成し提出する。交付を予定している地方公共団体においては、内容を十分検討し、必要な財源の見通しをもった上で、財政部局と随時調整の上、実施が確実に見込まれるもの、実施年度内竣工が確実に見込まれるものであること。

標準的に工期が2カ年にわたる工事に対しても交付対象となるが、改築事業や全面的な大規模改造・補強工事など、標準的にみて2カ年の工期がやむを得ない事業に限るとともに、初年度第4四半期に契約し、実質的な工事は2年度時に行うなど極端な事例は計上を避けること。

特に、3回目の2月(予定)の建築計画提出の時点では基本的に2回目以前の既出の建築計画がさらに精査され、解体撤去費も含め、設計書による各概算工事費が出ており、積み上げによる根拠のある実工事費の算出がなされていることが求められる。

(イ) 施設整備計画の作成・提出(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第2項)

地方公共団体は、交付金の交付を受けようとするときは、施設設備基本計画に即して当該地方公共団体が設置する義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備計画を作成しなければならない。

作成し又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表するとともに、文部科学大臣(市町村にあっては、当該市町村の属する都道府県の教育委員会を經由して文部科学大臣)に提出しなければならない。

(ウ) 申請後の手続

- ・ 交付申請・交付決定(補助金適正化法第5条～第8条)
- ・ 交付対象事業の実施(補助金適正化法第12条)「状況報告書」の提出
- ・ 交付対象事業の事業廃止、内容変更(補助金適正化法第7条第1項第3・4号)
- ・ 実施報告(補助金適正化法第14条)
- ・ 額の確定(補助金適正化法第15条)

(エ) 施設整備計画の事後評価(学校施設環境改善交付金交付要綱第8)

ク 学校給食の施設として使用できると認められる既存の施設の基準

(ア) 施設の位置

- ・ 給食の運搬に支障がない。

- ・調理室から発生する騒音、臭気、煤煙等が各教室に影響を及ぼさない。
- ・食材料の搬入及び搬出、汚物処理等の作業が教室の授業に影響を及ぼさない。
- ・通風及び採光の条件の良い位置にある。
- ・給排水の便の良い位置にある。また、低湿地や不潔な水たまりや汚水溝、ごみ捨て場の近くは避ける。

(イ) 施設の構造

- ・堅牢な施設で給食調理室としてふさわしい広さを有し、かつ十分な明るさと換気を保持できる。
- ・施設の天井は隙間がなく、平滑で清掃しやすい構造である。
- ・施設の床は、平滑であり、清掃及び排水が容易に行える構造である。

ケ 給食室に該当するもの、該当しないものの区分

(ア) 該当するもの

- ・給食室前面の行止まり廊下部分で、固定間仕切（防火扉を除き、カーテン類を含む）があれば給食室と一体の配膳室とみなして、給食室部分として取り扱う。
- ・固定間仕切がなければ給食受入口として使用していても、給食室部分とはみなさない。
- ・調理室（調理従事員室、専用トイレ、休息室、打合せ室、調理従事員の事務室、パン置場、食糧貯蔵庫室を含む）
- ・調理室と一体となっている配膳室

(イ) 該当しないもの

- ・給食リフト部分（各階を問わず）
- ・調理室と同一階にない配膳室
- ・給食センター等から配送される給食の配膳のみを行う学校の配膳室
- ・調理室の前面廊下部分であって、配膳を行う部分であると同時に各教室棟への通路である場合や給食室専用の渡廊下で廊下部分に間仕切がない場合
- ・共同調理場の配送車専用の車庫

(2) 要保護児童生徒援助費補助金（学校給食費）

ア 交付金の概要

学校給食法第12条第2項及び同法施行令第7条の2の規定により、設置者が経済的理由によって、就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して、学校給食費に関する必要な援助を与えた場合、国がその一部を補助する。

(ア) 補助金交付対象となる設置者の条件

- ・学校給食法施行令第1条の規定に基づく開設の届出を完了している。
- ・現に学校給食を実施している。
- ・補助対象保護者に対して、学校給食法第12条第2項に定める学校給食費の2分の1以上の補助を行う。
- ・補助金の交付申請時において上記の補助を行うのに必要な予算を議決しているか又は議決確実である。

(イ) 補助の基準（学校給食法施行令第7条）

補助限度額は以下のとおりとする。

児童生徒一人当たりの年間学校給食費の補助標準額×補助対象保護者の児童生徒数×1/2

(補助標準額)

(単位：円)

区 分	完全給食	補食給食	ミルク給食
小学校	51,000	39,000	8,000
中学校	60,000	44,000	8,000

(ウ) 補助金交付対象となる保護者

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者

但し、同法第13条の規定による教育扶助で学校給食費に関する補助が行われている場合を除く。

イ 準要保護に対する援助

「三位一体の改革について（平成16年11月26日政府・与党合意）」に基づき、平成17年度より国庫補助金の対象外となりました。当該事業に係る財源については、税源移譲されるとともに、所要の事業費が地方財政計画及び地方交付税を算定する際の基準税制需要額にされることとなりました。このことと学校教育法第19条を踏まえ、各市町村は準要保護（要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者）に対する援助を適切に実施すること。

ウ 要保護及び準要保護児童生徒援助費（学校給食費）事務執行の留意事項

- ・要保護及び準要保護児童生徒については、世帯票、認定台帳、保護者からの委任状、公的機関からの証明書等の関係書類を整備しておく。
- ・生活保護法第13条に基づく教育扶助（学校給食に関すること）との重複補助を避けるために、補助を行う前に学校給食に関するものによる支給の有無を関係機関に照合し確認する。
- ・認定においては、福祉事務所の長や民生委員等とも十分連絡を取り、認定委員会等により適正かつ十分に協議し、認定は3月末日（但し、新たに小学校に入学する児童については、当該年度の4月末日）までに終わることが望ましい。認定に係る事項で変動があった場合は、随時その旨を認定簿に記載する。
- ・実績報告書は補助事業に要した経費を確認した上で作成する。一人当たりの年間学校給食費の補助額（支払額）は、当該学校の実績（年間実際に給食用物資を購入し、その代金として支払った額〈国庫補助対象内経費〉）によって、一人分を算出し、この2分の1から全額までが支払い範囲として規定されている。
- ・保護者への補助は必要な時期に行い、保護者等が立て替えることがないようにする。校長が補助金を保護者の委任を受けて代理受理する場合は、委任状を整備しておく。
- ・校長は、市町村教育委員会が認定した児童生徒以外の者に支給してはならない。また支給した際には、個人支給明細書等により証拠書類を残す。
- ・児童生徒に支給する場合は、各人の保護者の受領印を押印し、公簿として保管する。
- ・設置者が、学校給食費を受ける児童生徒のそれぞれについて、その保護者に対し

て学校給食費の2分の1以上を補助しないにもかかわらず、国庫補助金を受けることのないようにする（要保護の場合）。

- ・年度内に支給を完了するとともに、要保護及び準要保護児童生徒に心理的負担を抱かせないよう十分注意を払う。

(3) 特別支援教育就学奨励費（学校給食費）

ア 交付金の概要

特別支援教育就学奨励費は、教育の機会均等の趣旨に則り、障がいのある児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校及び小・中学校への就学に要する費用の一部を支弁する制度である。

なお、本制度における学校給食費とは、学校給食法第11条第2項又は特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律第5条第2項に定める学校給食費をいう。

(ア) 特別支援学校

小学部・中学部・高等部（専攻科を除く）の保護者に対して特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づき、幼稚部及び高等部専攻科の保護者等に対して交付要綱に基づいて補助する。

①学校給食費の支弁の基準

文部科学省局長通知に基づき算定した保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の状況により支弁区分を決定する。

- ・Ⅰ区分（収入額が需要額の1.5倍未満）・・・・・・・・全額
- ・Ⅱ区分（収入額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満）・・・・2分の1
- ・Ⅲ区分（収入額が需要額の2.5倍以上）・・・・・・・・支給なし

②費用の負担

県又は市が校長を通して保護者等に支給する。

県又は市の支給額の2分の1を国が補助する。

(イ) 小・中学校

特別支援学級及び通常の学級（学校教育法施行令第22条の3に該当する児童生徒に限る）の保護者等に対して交付要綱に基づいて補助する。

①学校給食費の支弁の基準

文部科学省局長通知に基づき算定した保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の状況により支弁区分を決定する。

- ・Ⅰ区分（収入額が需要額の1.5倍未満）・・・・・・・・2分の1
- ・Ⅱ区分（収入額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満）・・・・2分の1
- ・Ⅲ区分（収入額が需要額の2.5倍以上）・・・・・・・・支給なし

②費用の負担

市町村が校長を通して保護者等に支給する（市町村が直接支給してもよい）。

市町村の支給額の2分の1を国が補助する。

2 学校給食の会計処理

(1) 学校給食費の法的根拠

学校給食費の内容については、学校給食法第11条及び同法施行令第2条に規定されており、その内訳については、下表のとおりである。

なお、学校給食法第11条の規定は、経費の負担関係を明らかにしたものであるが、保護者の負担を軽減するために、設置者が学校給食費を予算に計上し、保護者に補助することを禁止した趣旨のものではない。

区分	経費区分	負担区分	法的根拠	内 訳	備 考
学校給食に要する経費	食材料費	保護者※ ¹	学校給食法※ ³ 第11条第2項	パン・米飯・牛乳・おかず等の代金	通常「学校給食費」
	光熱水費	保護者 (設置者※ ²)		調理、手洗い等に要する費用	
	施設設備費	設置者	学校給食法 第11条第1項	学校給食実施のための施設設備費	管理運営に要する経費
	修繕費		学校給食法 第11条第1項 同法施行令 第2条2号	学校給食施設設備の修繕費	
	人件費		学校給食法 第11条第1項 同法施行令 第2条1号	学校給食に従事する職員に要する給与、その他の人件費	

※¹ 学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者
夜間課程を置く高等学校における学校給食の場合は、生徒

※² 学校給食の実施に関する事務処理及び指導の指針について(昭和48年6月文部省体育局)において、光熱水費については学校の設置者が負担することが望ましいとされている。

※³ 特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律においては第5条
夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律においては第5条

(2) 学校給食費の算出

ア 学校給食費の設定に当たっての要素

適正な学校給食費の設定に当たっては、年間あるいは年度間を見通して一定の額を定めることが、学校給食の計画並びに保護者の経費支出の面などからも望ましいが、社会情勢の変動などにより物価が大きく左右されることもあるので、学期単位による学校給食費の決定、あるいは物価の変動によるスライド制を採用することもある。

イ 適正な学校給食費の算出に必要な内容

- ・児童生徒一人一回当たりの市町村・学校の学校給食摂取基準
- ・児童生徒一人一回当たりの市町村・学校の標準食品構成表
- ・食品の廃棄率
- ・前年度に使用した食品の品目、数量及び使用頻度の実態
- ・前年度に使用した各食品別又は食品分類別の年間平均購入価格及び過去数年間の食料費上昇率の推移
- ・食事内容の充実、特に質及び分量の向上の配慮
- ・行事食などの考慮
- ・年間学校給食実施予定回数

・給食物資購入の方法、地域の食生活の実態等

ウ 適正学校給食費算出の手順例

① 一人一回当たりの食品構成区分別予定使用量の算出

前年度1年間の実施献立について年間に使用した各食品構成区分別の正味使用量を、年間給食回数で割ったものに廃棄率を勘案し、一人一回当たりの食品構成区分別予定使用量を算出する。但し、栄養管理や食事内容に問題があった場合は補正する。

② 当該年度における使用食品の予想価格（単価）の算出

前年度の各使用食品構成区分別の年間平均購入価格に、過去数年間の食料費の平均上昇率をかけて、当該年度における各使用食品構成区分別の予想価格（単価）表を作成する。（平均上昇率については総務省統計局発表の家計調査報告を参照）

③ 一人一回当たりの各使用食品構成区分別価格と、年間必要額の算出

①で得た食品構成区分別予定使用量に、②で算出された予想価格（単価）をかけて、一人一回当たりの食品構成区分別の価格を算出する。

日々の食品構成区分別価格を合計して、一日分（一食分）予定価格を得る。次に年間給食日数をかけて年間基本必要額を算出する。

④ 食事内容の向上、地場産物の活用、行事食などの考慮

食事内容の向上、地場産物をはじめとする良質食品への切り替え、行事食・選択制給食等の実施を前年度と比較して、必要となる金額を算出する。

⑤ 年間給食費と平均月額給食費の算出

③で得た年間基本必要額に、④の金額を加え、年間給食費を算出する。その額を月割りにして平均月額給食費を決定する。

(3) 会計処理上の留意点

学校給食費会計は、PTA会費会計、教材費会計等、他の会計部門とは明確に区別して、独立した会計として処理し、毎年度計画的に事業運営が行われるように適切な予算編成、適正な予算執行に留意する必要がある。

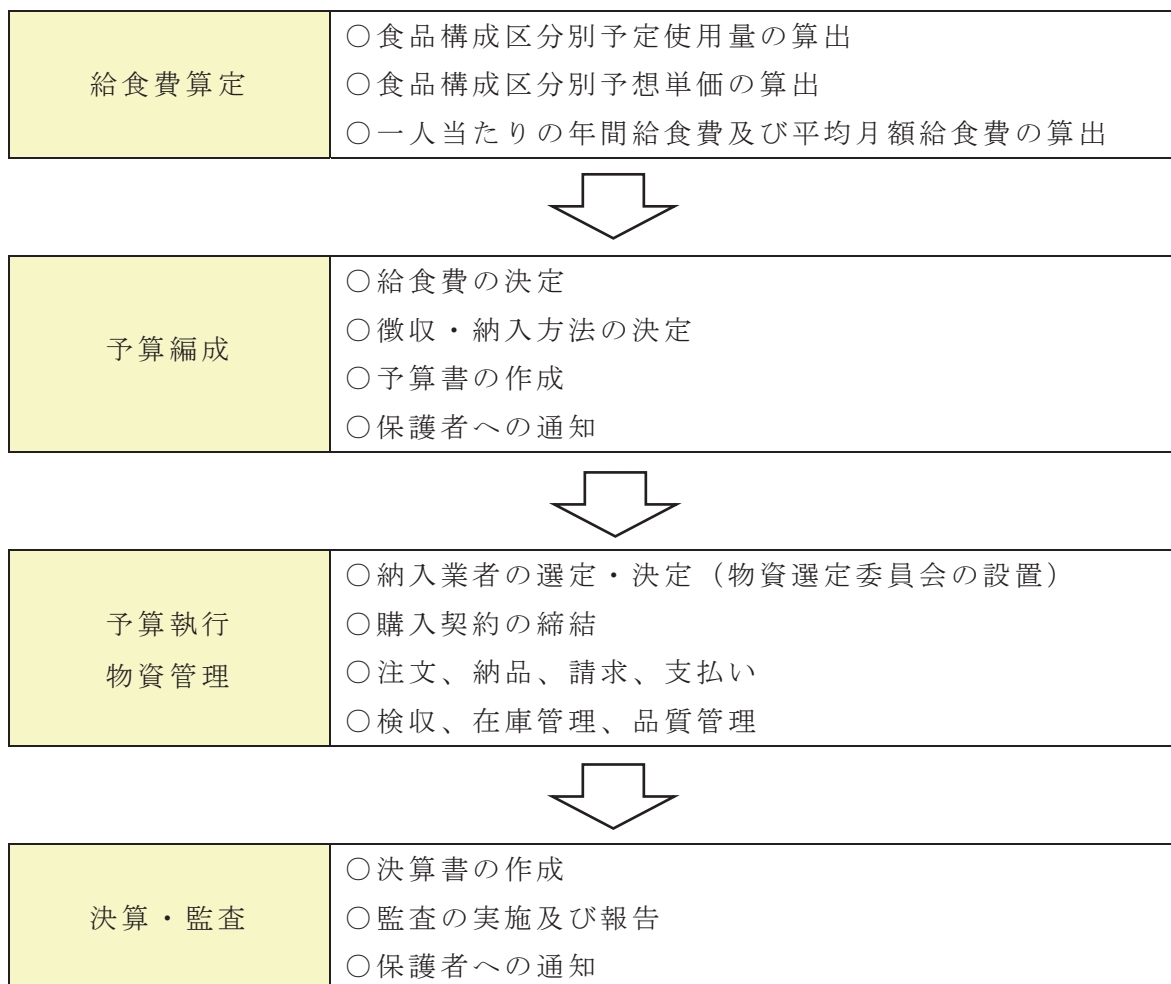
また、学校給食費は全ての児童生徒に学校給食として還元する必要があるため、予算執行に当たっては、年度末に多額の繰越金が生じたり、不足によって学校給食の運営に支障をきたすことがないように十分注意する。

(4) 会計処理上のチェックポイント

- ・同一人が会計事務、発注・検収等全ての事務を担当しない校務分掌を定める。
- ・金銭出納は全て帳簿を通し、支払いは原則として口座振替払いとする。

- ・通帳・届出印は別々に、施錠できる場所等で厳重に保管する。
- ・現金の取扱いには十分注意し、徴収後速やかに銀行口座等に入金する。
- ・個人別徴収台帳を備えるなど、個人毎の学校給食費徴収状況を明らかにする。
- ・多額の繰越金や不足金が発生しないよう、複数体制で確認し適正な執行に努める。

(5) 学校給食会計の流れ



(6) 物資の購入・支払い

物資の購入にあたっては、発注票等によって正確かつ速やかに行うとともに、契約内容は事前に十分確認し、適切な調達が行われるようにする。

また、支払いは、支出伺いに基づき、原則として口座振替とし、担当者が直接現金を取り扱うことがないように努める。

ア 発注・検収

納入業者への発注は口頭による発注ではなく、原則として発注票で行い、検収時には発注内容と納品された食材の規格や数量が合致しているか、検収表等により十分確認する。

イ 支払い

必ず支出伺いによって所属長の決裁を受けた後に支出を行う。支出伺いには請求書及び検収表、納品書を添付し、所属長の決裁を受ける。

決裁後は、支払伺い及び納入業者からの領収書等とともに、支出証拠書として保管する。

(7) 決算・監査

ア 決算

年度末には、会計年度中の全ての収入・支出の内容について、速やかに決算報告書を作成し、第三者による監査を受ける。

イ 監査

監査の際には、会計年度における学校給食費経理の執行状況等について調査し、適正な学校給食会計運営が行われているか確認する。

また、監査はPTA役員等のみで行わず、会計処理経験者を加えたり、期間を前期後期の二回に分けて実施するなど、監査体制の充実を図る。

なお、監査終了後は、速やかに監査内容及び結果について保護者等に通知する。

〈監査の範囲（例）〉

- ① 学校給食会計に関する帳簿、その証拠書類（給食費徴収・物資購入・支払い等）
- ② 現金・預金の管理
- ③ 物資の管理（翌年度に繰り越す物資等の一覧等）
- ④ 未収金及び未払い金の有無とその事後処理
- ⑤ 物資購入の発注書類、納品書等